

# くらて

6月定例会号



剣ミニバスケットボールクラブの練習風景

おもな内容

P2 新中学校の通学バス等購入費追加

P5 軽自動車税が増税へ

P7 **知**りたいこと**望**むこと～4人が一般質問～

P12 土地開発公社の解散を可決～臨時会

# 小型バス等の 購入整備事業費追加

来年4月開校 新中学校への通学の充実を図るため

6月  
定例会

6月定例会は、6月4日から17日までの14日間の会期で開催され、町長から提案された12議案を審議しました。



▶通学手段として利用するコミュニティバス（イメージ）

## ●平成26年度一般会計補正予算

### 1億2743万円を追加

▼全員賛成で可決

本補正予算は、4月1日付け職員の人事異動に伴う職員給与費の組み替え及び社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修事業費の追加、来年4月に開校する新中学校への通学手段の確保を踏まえた地域公共交通の整備・充実を図るための小型バス等の購入整備事業費などを追加しています。

また、専門的知識と経験及び見識に基づいた助言・指導を得るために非常勤特別職の参与を本年7月から新たに設置するための関係予算を計上しております。

この結果、1億2743万3千円を追加し、予算総額は73億7417万7千円となっています。

質疑から

**問** 商工振興費の備品購入費の身金は、

**地域振興課長** 商工

振興費備品購入費の509万4千2百円の内訳は、バスの購入費として予算計上しています。

新中学校の開校に伴い、バス通学の対象となる生徒のために、36人乗り小型バス2台、14人乗りワゴン車2台を購入するようになっています。

内訳は、小型バス1台204万7千円、ワゴン車1台500万円として見積もっています。

これは、地域公共交通ですので、一般の方も乗っていただく有料のバスです。

# 社会保障・税番号制度 導入に伴うシステム 改修事業費等追加

## ■社会保障・税番号（マイナンバー）制度とは

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策（年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続）の法律で定められた事務に限って、個人番号が利用されます。

## 質疑から

**問** 社会保障・税番号制度システム開発委託料の中身は。

**総務課長** システムの一番大きな改修になるのは、住民基本台帳システムです。番号制により、データベースの改修が必要となります。

それに伴い、税務のシステム、生活保護、児童

福祉システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、健康管理システムと、国民年金システムと、番号に係わる全てのもの、社会福祉に

関係するシステムが改修されることとなります。住基ネットのカードは、番号制のカードが発行されれば、なくなる予定ですが、番号制のカードがまだ発行されていない方との関係はあります。

**問** 住基カードを持っていない方との関係はあるのか。

運用開始は、平成28年1月からとなりますので、申し込まれば、住基カードを持っていない方も番号制のカードは交付するようになります。

住基ネットのカード

は、番号制のカードが発行されれば、なくなる予定です。

**総務課長** 住基カードとは全く別のシステムと

# 平成29年度より 国民健康保険事業を県へ統合予定

●専決処分の承認（平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算）

▶全員賛成で可決

## 質疑から

**問** 平成25年度国民健康保険事業特別会計の単年度の収支額は。

**保険健康課長** 単年度収支は、歳入歳出差引で3506万1千円の赤字になっています。

**問** 国民健康保険は、事業運営を県へ統合する話もあるが、町には、2億円近い累積赤字があるが、事務レベルで統合に向けた話し合いの状況は。

**保険健康課長** 話し合い自体は、まだそこまで深く入っていません。今進められているのは、県に移行された場合のことを前提に、標準保険料の試算と影響の分析を行うという作業を今から入るところです。

**問** これだけの歳入不足を、県が面倒をみることはないと考えますが、統合が平成29年からという事であればこれをどう解消していくのか。

**町長** 本町は保険料から見ても、県下でも2番目、3番目ぐらいの高額な負担を町民の皆さんにさせていただいています。

来年の10月から消費税が2%上がるというようなかで、町民の皆さんに負担させていいのかという、本当に悩ましいところです。

町村会でも政府に、起債を上げてでも分割にしてもらうことや、手当を国から出してもらうことなどの要望も行っている状況です。

# 本年7月から特別職の参与を設置

鞍手のとびら、防災関係を担当し、政策推進に関する報酬は、月額32万円

▼賛成8、反対2で可決

## 質疑から

**問** 設置条例は必要なのか。

**総務課長**

参与は、地方公務員法に規定された非常勤特別職です。参与の設置に関する

要綱を規定し、今回の条例の一部改正で対応していますので、設置条例は作っていません。

**問** 参与の職務内容は。

**総務課長**

職務内容は、町民相談室「鞍手のとびら」と、専門的な知識から防災関係は引き続き担当していただ

き、その外にも町長の要請に応じて重要な政策の推進に関与していただくこととなります。現在、「鞍手のとびら」の嘱託職員を予定しています。

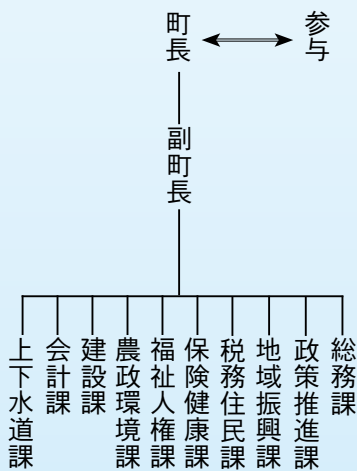
**問** 参与という職位を与えた理由は。

**総務課長**

平成25年6月から「鞍手のとびら」を開設しています。相談者から嘱託職員が

対応することに対しての意見が多数あり、また、嘱託職員という身分では対応しがたいものもあることから、見直しが必要と検討をした結果、町長直轄の特別職と判断しました。

町長部局のイメージ図



**問** 具体的な仕事内容は。

**町長** 今までは、町民

のクレームは各課が対応をしていました。

となると、政策が先に進まないということもありました。私は昨年「鞍手のとびら」を作って、そこにクレーム処理を集中

させて、各課は私の政策を進めるといった役割分担を担っていただきました。

**問** 参与の職務に対する権限、責任は。

**町長**

権限はあくまで私に進言するというものであり、課長に対し命令指揮は存在しません。

## 反対討論

対外的にも臨時職員でなく、参与という格付けは必要だと思いません。

しかし、要綱は行政機関内部における内規であって、法規としての性質を持たず、柔軟に対応でき、変更も容易で議会の議決も必要ありません。

権利を制限し、義務を課す場合には、自治体の法律である条例で制定すべきだと考えます。

以上のことから、参与設置について、要綱で定めることについて反対します。

熊井 照明

# 軽自動車税が増税

## 平成 27 年 4 月以降の新車購入より

### ●税条例等の一部を改正する条例

▶全員賛成で可決

本条例改正は、外国法人に関する規定整理に伴う所要の規定の整備や、地方法人税の創設に伴う法人町民税の法人税割の標準税率引き下

げ、更には軽自動車税の引き上げや耐震改修家屋等に対する固定資産税の減額などが導入されることに伴い、改正されました。

また、古い年式の軽自動車は、初めて登録をしてから13年を経過した月の属する年度の次の年度、つまり、年度で言うと14年度を超したものは、概ね20%の重課税率が適用されます。

また、古い年式の軽自動車は、初めて登録をしてから13年を経過した月の属する年度の次の年度、つまり、年度で言うと14年度を超したものは、概ね20%の重課税率が適用されます。

また、古い年式の軽自動車は、初めて登録をしてから13年を経過した月の属する年度の次の年度、つまり、年度で言うと14年度を超したものは、概ね20%の重課税率が適用されます。

#### 税務住民課長

軽自動車

#### 問

町民に直接影響がある部分は。

#### 質疑から

## 軽自動車税、増税いつから？

## いくら値上げするの？金額や対象は？



Q：軽自動車税の金額は、いくらに値上げされるの？



A：軽自動車税は、現在の 7,200 円から 1.5 倍の 10,800 円に値上げとなります。

Q：軽自動車税の増税はいつから？



A：平成 27 年 4 月以降に購入した新車の軽自動車税が増税となります。

Q：軽自動車の増税対象の車は？



A：平成 27 年 4 月以降に購入した新車に限定し、既存の車はそのままです。

Q：所有者が実際に増税した軽自動車税を納める時期はいつから？



A：増税した軽自動車税を納める時期は、平成 28 年 4 月以降となります。

Q：自家用貨物車・営業用乗用車  
営業用貨物車は、いくら増税？



A：農業や中小企業に配慮し、約 1.25 倍に増税されます。  
自家用貨物車 5,000 円 営業用乗用車 6,900 円 営業用貨物車 3,800 円

Q：ミニバイクやオートバイの  
軽自動車税も値上げされるの？



A：二輪車も約 1.5 倍に値上げされます。  
50cc 以下のミニバイク：1,000 円から 2,000 円に値上げ  
250cc を超す小型二輪車：4,000 円から 6,000 円に値上げ

Q：対象者は新車だけだから、古い  
軽自動車なら増税されないの？



A：既存の軽自動車の増税は据え置きますが、新車として購入されてから 13 年を経過した車は、約 20%増税となります。

# 事業所の固定資産税を免除

鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、平成26年度固定資産税の課税免除の申請が6社からありました。

工場等設置奨励に関する条例では、町内の

事業所が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図ることに対し、固定資産税の課税免除が3年間適用されます。

▶ 全員賛成で可決

納税義務者	課税免除額	課税免除年度	新增設の区分
藤井精工(株)	444,000	第3年度	増設
	1,067,700	第2年度	増設
	2,493,700	第1年度	新設
(株)エム・ケイ食品	1,937,300	第1年度	新設
(株)永和	1,012,900	第1年度	新設
芝浦特機(株)	12,512,300	第1年度	新設
(株)セコンド	1,730,100	第1年度	新設
ヤマト電気(株)	2,677,300	第1年度	新設

## その他の議案

▼ 全員賛成で可決

- 平成26年度流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
- 平成26年度水道事業会計補正予算
- 平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算
- 過疎地域自立促進計画の変更
- 附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例

# 知りたいたいことと望むこと

4人が  
一般質問

## 1. 須山 由紀生 議員・・・・・・・・・・・・・・8

- ・「子ども・子育て会議」の構成は。
- ・会議内容や今後の予定は。
- ・学童保育指導員の処遇の改善は。

## 2. 熊井 照明 議員・・・・・・・・・・・・・・9

- ・本町の空き家等の現状把握は。
- ・老朽化した家屋等に対する苦情や相談件数と、その後の対策は。
- ・空き家等の適正管理に関する条例を制定する考えは。

## 3. 田中 二三輝 議員・・・・・・・・・・・・・・10

- ・中学校の改修工事と通学路の整備状況は。
- ・南北中学校の教職員や生徒達の交流状況は。
- ・新中学校の教育方針は。
- ・各小学校の校庭舗装は。

## 4. 宇田川 亮 議員・・・・・・・・・・・・・・11

- ・公共施設の除草・剪定工事について、管理者からの聞き取りは。
- ・電動車いす等の安全通行確保は。

一般質問とは、町長から提出された議案以外に、行政に対する疑問点について質問することです。



# 問 学童保育のより一層の拡充が必要では？

## 答 町長 「鋭意善処していきます」



須山 由紀生 議員

### 問

「子ども・子育て支援新制度」により設置された「鞍手町子ども・子育て会議」の設置時期や委員のメンバー構成、また、委員選出の経緯等は。

#### 児童人権班長

メンバー構成は、子ども・子育て支援に関し、見識を有している方として、町議会、民生委員・児童委員協議会、小学校教頭会の各代表の3人。  
子どもの保護者として、小学校PTA、学童

### 問

「鞍手町子ども・子育て会議」の現在まで行われた会議内容、また、今後の会議の予定等はどのようになっているか。

#### 児童人権班長

第1回の子ども・子育て会議を、平成25年11月21日に開催しています。

会議の内容は、子ども・子育て会議の設置の目的、ニーズ調査表の内容確認、今後の審議スケジュールなどを議題として開催しました。

### 問

本町でも指導員のいま置かれている条件、環境、人材の確保など改善する点が多くなるようですが、この問題をどう考えているか。また、運営者への指導を含め、今後どうするかなどの具体案は。

#### 町長

鞍手町内3ヶ所の学童クラブに委託料として総額で約1750万円を、別に、町単独の学童保育補助金として総額で459万5千円を支出し、人件費や光熱水費

保育所、公立保育所の各保護者の代表の5人。事業に従事するものとして、私立幼稚園、私立保育園、公立保育所の各代表の3人。  
その他、町長が必要と認めるものとして、社会福祉協議会、子ども会連絡協議会の各代表の2人計13人で構成しています。

今後の予定については、ニーズ調査の結果を基に、鞍手町子ども・子育て支援事業計画の素案資料となる平成27年度から平成31年度までの児童数や、学童クラブの利用者数などの見込み量の算出作業等を行ってまいりますので、7月の下旬に第2回目の会議を開催します。

等の助成を行ってまいります。  
今後、学童保育所3ヶ所の単独運営者と意見交換をし、処遇の改善に向けても鋭意善処していきます。



▶ 剣南学童保育



# 問

老朽化した空き屋等の適正管理に関する条例を制定する考えは？

# 答

町長「国が法律を制定してから考えます」

## 問

定住促進条例が制定され、あちらこちらで家屋が新築されているところを見受けま

す。しかし、空き屋も増えていて感じがします。

長年放置されて傷みがひどくなり、窓や入り口が壊されたのか、簡単に建物の内部に入ることが

できようになっているものも見受けられます。

不審者が侵入したり、放火されるといった心配もあります。また屋根や壁が朽ちて、強風の日は屋根や外壁の一部が飛び散りそうで、付近の住民が心配しているところ

もあります。

本町の空き屋等の現状をどのように把握しているか。

## 総務課長

人が住める空き屋の現状は、把握していません。老朽化した空き屋の把握については、区長や住民からの連絡により、現地に行き確認を行っています。

平成20年度統計調査では、住宅総数7640戸で賃貸等を含めた空き家は1080戸です。

## 問

老朽化した家屋等に対する苦情や相談件数と、その後の対策は。

## 総務課長

区長等からの連絡により現地調査し、所有者等を調べ文書で危険回避措置をお願いしています。

平成24・25年度2年間の空き屋の相談件数は23件。その内、所有者が確認でき、文書で通知した件数は19件で撤去されたのが2件です。

## 問

老朽化した空き屋の相談窓口は。

総務課長 総務課です。

## 問

法律に基づかない文書は、何ら効力はありません。

条例を制定し、皆さんが安心して暮らせるようにするべきではないかと思えます。

空き屋等の適正管理に関する条例を制定する考えは。

## 町長

国も、法整備に向け動いているようです。まずは国が立法してから考えます。

## 問

空き屋を有効活用し、人口を増やすためにも空き屋バンク制度を創設する考えは。

## 町長

前向きに考えていきたいと思えます。



熊井 照明 議員



▶老朽化した空き家

# 問 鞍手中学校に関する工事の進捗状況は？

## 答 教育長「工事は予定どおり進んでいます」



田中 二三輝 議員

**問** 鞍手中学校の開校の4月と迫って来ております。

中学校の改修工事と通路の整備等について進捗状況と問題点は。

**教育長** 学校施設整備工事については、問題はありませぬ。

通学路整備は、用地買収で、一部難航している箇所があります。

**問** 両中学校の教員や生徒の交流を行い、落ち着いた状況で授業に臨めるよう配慮していくと言っていたが。

**教育長** 生徒の交流については、部活動の合同チームを新人戦から実施の予定です。

生徒会は、新中学校移行時にスムーズに組織が立ち上がるように準備しています。

教師間の交流は、両方の教員が絶えず連携プレーで様々な取り組みを現在まで重ね、共通理解を図るよう準備を進めています。

**問** 若い世代の親たちが、子ども達を通わせたいと思う魅力的な中学校を目指していただきたい。どのような教育方針を持っているのか。

**教育長** 両校長が、「自ら生きる力を育み、人間性豊かにたくましく生き抜く生徒の育成」を目標として上げています。

教育方針として、人間の尊厳の精神を基盤とした豊かな感性を育てる教育を大成する。また校長が目指す学校教育目標の達成に向け、全教職員が機能的、協働的、創造的に教育活動を行う組織体であることを自覚し、職務の遂行に努めると共に、地域に開かれた学校を目指すというものです。

各小学校の校庭改修

**問** 保護者からの相談を受け、各小学校を視察し校庭内の舗装を提案したいと思うが。

**教育長** 各小学校の状況を調査し、必要に応じて舗装等の整備を検討いたします。



▶ 足元が悪い小学校の校庭



宇田川 亮 議員

**問** 公共施設の除草・剪定工事は、施設管理者の意見を聞くべきでは？

**答** 町長「聞き取り調査を行っていきます」

**問** 町では、老人対策事業として学校や保育所、公民館等の公共施設の除草、剪定工事を行っています。しかしながら、毎年同じ箇所を工事しているため、何年も伸び続けている樹木があり、大きくなり過ぎて手がつけられなくなっている

状況があります。また、除草工事についても、ほとんど草が生えてない箇所もあります。各施設の管理者等に良く話を聞いて、その年度、その年に見合った工事を発注すべきではないかと思うが、管理者等の意見や要望等の聞き取りは、

**建設課長**

現状では、各施設の管理者等に対して直接要望等の聞き取りはしていません。要望等があれば予算の範囲内で対応していますが、なければ前年度と同じ工事内容で発注しています。

**問**

一年に2回剪定している箇所があれば、1回に減らして、他の樹木を扱えば、今の予算の範囲内で整備されていくと思います。

今後、各施設の管理者等に、この箇所の除草・剪定工事をやりたいかどうかという話をして、毎年確認するべきではないかと思うが。

**町長** 私もそう思います。凹と凸がきちんと噛み合うようになるのが一番無駄がないと思いますので、その辺のところは聞き取り調査を行って、鋭意取り組んでいきます。

電動車いす等の歩道の安全通行確保を

**問**

電動車いすや手押し車等で歩道を通行する際、歩道事態が狭いだけでなく、草が生えていたり、溝蓋がゆがんでいたりして通れない箇所があります。

また、歩道によってはフラットでなく、傾いている所もあります。そこを電動車いすや手押し車で通行すれば、転倒や勢いで車道に出ていく可能性もあります。

町として、危険箇所がどこにあるのか確認し、毎年点検すべきでは。

**町長** 昨年から中学校の統合に向けて歩道の整備を随時行っています。まず、そういう危険な場所を中学校の歩道の整備と同時に並行して調べ、優先順位を決めて取り組んでいきます。



▶障がい者用電動車いすが入ることが難しい歩道

# 国民健康保険税の軽減拡充

## 専決処分の承認（国民健康保険税条例の改正）

### 臨時会

平成26年第3回臨時会が5月14日に開催されました。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額が引き上げられたことにより、従来2割軽減から5割軽減への対象者へ移行する保険税軽減が拡充されました。

▼全員賛成で可決

### 質疑から

**問** 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金税額に係る課税限度額の引き上げなどにより、低所得者層の税負担にどのような影響があるのか。



世帯、2割軽減が325世帯となっています。

### 税務住民課長

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額について、町内加入世帯数で見ると、改正前は5割軽減180世帯、2割軽減388世帯でした。改正後は5割軽減が404

また、介護納付金課税額については、5割軽減103世帯、2割軽減199世帯でした。改正後は5割軽減が210世帯、2割軽減が158世帯です。

全体的には、税負担の軽減になっています。

## 土地開発公社の解散を可決

### 清算業務終了後に解散を予定

土地開発公社が昭和54年10月26日に設立されて以来、町に代わって公共用地等の取得、管理処分等を行ってきたが、大規模な土地の先行取得を必

要とする事業の予定がなく、国が事業計画のない公社は解散するよう指導通達を行っていることから、公社解散が可決されました。

▼全員賛成で可決

### 質疑から

**問** 学校法人の債務に対する請求権はだれに及ぶのか。

法人登記事項によると、理事長が亡くなった状況から変更がなく、実態のない学校法人となっています。

**問** 公社解散の今後の予定は。

学校法人に対する損害金は、清算人が取立てを行うが、不可能として債権放棄か、町の残余財産として引き継がれることとなります。

**政策推進課長** 契約の相手方は、学校法人国際電子整備学園なので、個人に賠償請求が及ぶこともなく、亡くなった理事長の遺族にも及ぶことはありません。

**政策推進課長** 議会の議決後、県知事の認可を受けた時に解散となります。土地開発公社が解散した時は公社の理事が清算人となり、その職務は、

- 一、現務の結了
- 二、債権の取立て及び債務の弁済
- 三、残余財産の引渡し

**問** 学校法人の現在の活動状況は。

**政策推進課長** 現況は

**問** 今後、清算業務が始まり、債権債務が確定した後、町はどのような計画をもっているのか。

### 政策推進課長

残余財産の一部は、かんがい基金に返し、債権の取立てとして、一部請求を予定しています。

## 専決処分 の承認

- 国民健康保険税条例の改正
  - 平成25年度一般会計補正予算
  - 平成25年度住宅新築資金等特別会計補正予算
  - 平成25年度流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
  - 平成25年度かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
  - 平成25年度谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算
  - 平成25年度泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算
- ▼ 全員賛成で承認

### ● 新副町長に阿部氏

副町長の本松吉憲氏の後任に阿部哲氏を全会一致で選任、同意しました。



阿部 哲氏

#### 【あいさつ】

このたび副町長を拝命し、その重責に身が引き締まる思いです。微力ではありますが、町長を補佐し、町が良くなるように誠心誠意努めますので、よろしくお願いいたします。

#### 【略歴】

昭和49年4月 鞍手町役場奉職、議会事務局長、企画財政課長、総務課長、会計管理者を歴任して、平成23年3月退職。

平成23年4月より社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会事務局長として現在に至る。

## 議会を傍聴して ちよつと一言

昨年は1回議会傍聴しました。また、ろうあ者に連絡したり、大変勉強になりました。

今回も他のろうあ者に呼びかけ、町での問題点や小中学校等の内容もわかり、今後ぜひ参加したいと思いました。

(木月区 阿高一成さん)

初めて参加しました。いろいろ情報を聞いてとても内容が難しかったです。勉強になりました。

次回の議会も傍聴したいと思います。

(猪倉区 添田保子さん)

初めて議会の傍聴に参加して、大変勉強になりました。

でも途中で一度休みを入れていただけならよかったです。

(中山北区 小野夏代さん)



▶ 平成26年6月10日 読売新聞より

## 一般質問

## 手話通訳開始



### ● 固定資産

### 評価員の選任



久保田 隆一氏

平成26年4月1日付、人事異動により、後任の久保田 隆一税務住民課長を固定資産評価員に選任することに同意しました。

# キラッと輝く鞍手っ子!!

## 剣ミニバスケットボールクラブ

## 表紙の紹介

<男子>

バスケットを通じて子どもたちの育成や挨拶はもちろんのこと、厳しい練習の中でも元気に明るく仲間を思いやるチームです。

今年は、県大会出場を目指し日々の練習を頑張っています。

<女子>

私たちは、バスケット大好き20人です。何事にも諦めず頑張っています。

チームは、ゲームに出ている選手だけではなく、20人全員が一つのチームとして目標達成に向けた気持ちの大切さ「チームワーク」を身に付け思いやりのある人として成長してくれるよう指導しています。

町立体育館にミニバスケット用ゴールが付き、みんな頑張っています。

しかしながら、ゴールが1コートしかなく、鞍手での大会開催が出来ない状況です。

ぜひ、2コートにゴールを設置して下さい。

これからも、あたたかい応援をよろしくお願いします。

●練習日

火曜日・木曜日 18:00～20:00

土曜日 9:00～13:00

●練習場所 剣北小学校体育館または町立体育館

●代表者 上野 深雪 連絡先 090-7475-3828



### 議会を傍聴しませんか (次回は、9月議会です。)

議会はだれでも一般質問・議案質疑を傍聴できます。

受付は、当日に議会事務局で行います。

また事前予約により、一般質問が手話通訳で傍聴できます。

一般質問を傍聴する方の希望に応じ、手話通訳者を派遣しています(無料)。

■問い合わせ 議会事務局 ☎42局2111番(内線331)

### 表紙の写真を募集しています

議会だより編集委員会では、表紙に載せる写真を募集しています。

今年のテーマは、

「少年スポーツ団体」です。

詳しくは、議会事務局までご連絡ください。

☎42局2111番(内線331)

### 編集後記

議会だよりは、平成2年3月定例会後の5月1日に第1号が発行されて以来25年が経ちました。

昨年、100号を迎えるにあたり、全紙面のカラー化や見出しの付け方、写真の大きさなどを工夫し、見やすく親しみやすい紙面づくりに取り組んでいます。

議会では住民の生活に身近なことが決められていますが、議会だよりが議会の内容を分かりやすく、「伝える広報」になるよう編集委員一同、心がけて参りますので、今後ともご愛読いただければ幸いです。

(岡崎 邦博)

#### 発行責任者

議会議長 川野高實

#### 編集スタッフ

委員長 岡崎邦博	副委員長 宇田川亮	委員 熊井三輝	委員 須藤敏夫
----------	-----------	---------	---------